

建設業社会保険推進・処遇改善中部連絡協議会 構成員 各位

建設業社会保険推進・処遇改善中部連絡協議会会長
(国土交通省中部地方整備局建政部長)

第2回建設業社会保険推進・処遇改善中部連絡協議会（書面開催）について

標記について、下記のとおり、書面開催をしますので、通知します。

記

1. 情報提供事項

令和2年度下期中部ブロック監理課長等会議（令和2年11月11日開催）において、各県社会保険推進・処遇改善担当課長あて、「公共工事における社会保険等未加入業者対策の強化、請負代金内訳書への法定福利費内訳明示の取組の強化及び建設キャリアアップシステムの活用等について」（【別添】情報提供資料）のとおり、協力依頼及び周知をいたしましたので、情報提供いたします。

2. 周知・指導、協力依頼事項

建設業における処遇改善を進めるためには、社会保険加入対策の徹底及び建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及促進などが重要であり、建設業団体をはじめとした各構成員の皆様のご理解・ご協力が必要不可欠です。

（1）社会保険加入対策の徹底

建設業における社会保険の加入について、元請企業と下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするため、平成24年11月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が施行され、また、今般、令和2年10月施行の改正建設業法において、適正な社会保険等への加入が許可要件となったことを踏まえ、ガイドラインを改訂し、同年10月より施行されたところです。

つきましては、改訂ガイドライン（【別添】周知・指導、協力依頼資料1）を送付しますので、建設業団体におかれましては、貴団体傘下の会員企業等に対して、周知徹底をお願いするとともに、社会保険等への加入徹底に向けた取組が着実に行われるよう、適切な指導を行っていただくようお願いいたします。

（2）建設キャリアアップシステム（CCUS）

技能労働者の処遇改善と担い手確保・育成のために不可欠のものとして、建設技能者一人ひとりの技能と経験を業界横断的に蓄積し、適切な能力評価と処遇改善、現場管理の効率化を目的とした「業界共通の制度インフラ」として、平成31年4月より運用を開始したところです。

国土交通省においては、令和2年3月に建設業団体と一体となつてとりまとめた「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」（以下「官民施策パッケージ」という。）（【別添】周知・指導、協力依頼資料2）にお

いて掲げた、以下の施策を講じ、普及促進に取り組んでいます。

- ① 令和5年度からの「あらゆる工事でのCCUS完全実施」に向けた3つの具体策と道筋
 - I 建退共のCCUS活用への完全移行
 - II 社会保険加入確認のCCUS活用の原則化
 - III 国直轄での義務化モデル工事实施等、公共工事等での活用
- ② 建設技能者のレベルに応じた賃金支払の実現
- ③ 更なる利便性・生産性向上

さらに、本年の11月30日に国土交通大臣と建設業4団体との意見交換会（【別添】周知・指導、協力依頼資料3）において、国土交通大臣より、官民施策パッケージの取組を深化させるため、「業界共通の制度インフラ」として育て、定着させるため、現場での加入促進や技能者が確実に就業履歴を蓄積できる取組を徹底いただきたい旨、発言し、協力依頼したところです。各構成員におかれましても、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、地方公共団体におかれましては、「業界共通の制度インフラ」として定着を図るため、CCUS推奨モデル工事や総合評価での加点措置など、先行する取組を参考にし、地域における制度の普及状況等を踏まえて適宜、公共工事におけるインセンティブ措置（【別添】周知・指導、協力依頼資料4）の導入に努めるようお願いいたします。

【問い合わせ先】 建政部建設産業課 TEL：052-953-8572